

情報ひろば 1月

福祉

高齢者への日常生活用具購入費助成

【内容】 次の全ての条件に該当する人に対し、安全に日常生活を送るために必要な生活用具を購入する費用の一部を助成。

【対象者】 ①おおよね65歳以上でひとり暮らしの高齢者など②認知症または身体機能の低下により防火などの配慮が必要な人③市民税が非課税の世帯
▽対象品目：電磁調理器(1台)、自動消火器(2台まで)のどちらか1品目
【額】 電磁調理器(助成対象額3万円まで)、自動消火器(助成対象額2万円まで)の助成対象額のうち、10分の9に相当する額 ※購入日、対象者及び販売店舗名の記入された領収書と印鑑をご準備ください。

【問】 駅南庁舎高齢社会課
【TEL】 0857-20-3453
【TEL】 0857-20-3404

認知症の人と家族の集い 〜毎月第2金曜日開催〜

【問】 各総合支所市民福祉課(16ページ)
【時】 1月9日(金)10:00〜12:00
【所】 ささなか会館(富安二丁目)
【容】 本人や家族が、認知症の問題や介護の悩みなどを情報交換しながら交流する場
【料】 無料

【問】 鳥取中央地域包括支援センター
【TEL】 0857-20-3456
【TEL】 0857-20-3404

【問】 認知症に関する相談は次の各センターでも受けています。
【問】 認知症コールセンター
【TEL】 0859-37-6611
【問】 認知症疾患医療センター(渡辺病院)
【TEL】 0857-39-1151

【メール・FAXによる119番通報】
東部消防局では、会話による意思の伝達が困難な人を対象に、携帯電話やパソコンからのメールまたは局番なしの119番FAXによる火災や救急の緊急通報の受付を行っています。メールによる119番通報については事前の登録が必要です。

【問】 東部消防局情報指令課(消防指令センター)(鳥取市吉成640-1)
【TEL】 0857-23-0119
【TEL】 0857-26-9406

お知らせ

平成26年度コミュニティ助成事業 「コミュニティセンター」和奈見自治会集会所(完成)

散岐地区の和奈見自治会に「コミュニティセンター」が建設されました。この施設は、宝くじの社会貢献広報事業として、平成26年度「コミュニティセンター」助成事業により整備されたものです。子どもからお年寄りまで気軽に交流できる拠点施設として活用されます。



【卯垣公共空地】
卯垣公共空地では、地元町内会が地域「コミュニティ」の促進を図るため、遊具ベンチを設置されました。これは宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの助成金により整備されたものです。
【問】 本庁舎都市環境課
【TEL】 0857-20-3273
【TEL】 0857-20-3048

ふしぎ発見！鳥取砂丘 鳥取砂丘調査研究報告会

【時】 1月10日(土)13:00〜16:40
【所】

2015年農林業センサスにご協力ください

2月1日現在で、全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「2015年農林業センサス」が実施されます。この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

1月中旬から農林業を営んでいる皆様のごとくに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。
【問】 本庁舎総務課
【TEL】 0857-20-3156
【TEL】 0857-20-3040

むらびくりシンポジウム

【時】 2月1日(日)9:30〜13:00
【所】 鳥取市民会館
【容】 △講演：「地域の宝を活かす(仮題)〜『秋津野』未来への挑戦〜」9:30〜11:00 講師：玉井常貴さん(農業法人株式会社秋津野代表取締役副社長) ※秋津野ガルテンは、地域住民の出資によって廃校をリニューアルし、農とグリーンツーリズム事業を中心に地域づくりに取り組むソーシャルビジネスを行っています。
△トークセッション：11:10〜12:30
※その他アフトピア協会会員による農産物および農産加工品の販売
【TEL】 600人 ※要申込み 【料】 無料

消火栓除雪のお願い

冬季は積雪のため消火栓の位置が分からなくなりますが、市民のみならずも家のまわりの消火栓の除雪にご協力ください。

海岸漂着物にご注意を

有毒な物質が入ったポリタンクなどが海岸に漂着することがあります。見つけたときは、危機管理課にご連絡ください。
【問】 本庁舎危機管理課

事業主の皆さんへの お知らせ

【給与支払報告書の提出】
平成27年1月1日現在、本市に住所がある従業員に対して、平成26年中に給与を支払った会社や個人商店の事業主は、2月2日(月)までに給与支払報告書を下記問い合わせ先まで提出してください。(平成26年中の中途退職者の給与支払報告書も同様。)

平成27年度の市・県民税額の計算や平成26年分所得証明書などの各種証明書の発行は、この給与支払報告書に基づいて行いますので、提出が遅れると納税通知書の発送が遅れたり、各種証明書の発行ができなくなります。

給与支払報告書の提出は、インターネットを使った市税の電子申告システム(eLTAX：エルタックス)による方法もありますのでご利用ください。

個人住民税は特別徴収で納めましょう

所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税は特別徴収していないということはありませんか？
所得税を源泉徴収している給与支払者は、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去りし、納めていただく制度です。原則として、パート・アルバイトなどを含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。

個人住民税の特別徴収は、所得税のように税額を計算したり年末調整をする手間はかかりませんし、従業員にとっては毎月引き去られることにより1回あたりの負担が少なくなり、納め忘れもなくなります。
新たに特別徴収する場合は、上記給与支払報告書(総括表)に朱書きで「特別徴収切替」と記載の上、提出してください。
【問】 駅南庁舎市民税課 【TEL】 0857-20-3415 【TEL】 0857-20-3401

浄化槽の正しい維持管理を！

浄化槽は、水環境の保全に大きな役割を果たしていますが、維持管理が不十分だと機能が低下し、汚れた水が川などに流れてしまいます。そのため、保守点検、清掃、法定検査が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理をお願いします。

- 保守点検の実施
点検・修理・消毒剤の補充。家庭用では、年に3〜4回以上
 - 清掃の実施
汚泥などの除去。年1回(全ばっき方式は6カ月に1回)以上
 - 法定検査の受検
・設置後検査 使い始めて3カ月を経過した日から5カ月以内
・定期検査 毎年1回
 - こんなときは市への届出が必要です。
◆新設および構造変更 ◆使用の開始 ◆管理者の変更
◆使用の一時休止 ◆廃止
- 【問】 環境下水道部庁舎下水道経営課庶務係
【TEL】 0857-20-3923 【TEL】 0857-20-3319